

糖尿病連絡会会則

第一条 名称

本研究会の名称は、糖尿病連絡会とする。

第二条 目的

本研究会は、糖尿病治療における地域連携による充実を目指して情報交換し、会員の知識の向上と地域医療の発展に貢献することを目的とする。

第三条 事業

本会は第2条の目的を達成する為に次の事業を行う。

- 1) 原則して年1回の研究会を開催する。
- 2) 当会の目的に添った研究発表、講演会等を行う。

第四条 会員

本会の会員は、本会の主旨に賛同する医師および医療関係者で世話人会にて承認を得た者とする。

第五条 役員

本研究会は次の役員を置く。

- 代表世話人 1名
- 世話人 若干名
- 会計監事 1名

役員任期は別に定める。

第六条 運営

- 1) 世話人は会員により選出される。
- 2) 世話人は世話人会を組織し、会務を処理する。
- 3) 代表世話人は世話人会の互選によって選出される。
- 4) 代表世話人はこの会を代表して会議を統括し、必要な会議を招集する。
- 5) 年1回総会を開催する。
- 6) 世話人会は最高の意志決定機関とする。

第七条 会費

- 1) 参加費をもってこれを会費とする。
- 2) 本研究会の運営に関する費用は、会費とその他収入をもって当てる。
- 3) 参加費は世話人会にて決定する。

第八条 会計監査

本会の収支決算は毎会計年度終了（3月31日）後に作成し、会計監事の監査を経て世話人会にて承認を得て、総会にて報告しなくてはならない。

第九条 事務局

本研究会の事務局は当分の間下記に置く。

公立昭和病院 糖尿病・内分泌内科

事務連絡責任者 重田 真幸

東京都小平市花小金井 8-1-1

TEL 0424 (61) 0052

第十条 付則

本会の会則及び細則は、2023年2月22日の世話人会を経た後、発効する。また、本研究会の会則及び細則の変更は、世話人会の承認を得るものとする。

なお、本会は臨床糖尿病支援ネットワークの分科会である。

糖尿病連絡会の施行細則

1. 本会の運営に必要な経常的な事項は、この細則に定める。

(1) 役員任期は3年とする。ただし、再選を妨げない。

代表世話人	公立昭和病院	大黒 晴美
世話人	石橋クリニック	石橋 幸滋
	はるクリニック	岩崎 晴美
	近藤医院	近藤 琢磨
	国分寺眼科	後藤 克博
	指田医院	指田 純
	公立昭和病院	重田 真幸
	杉本医院	杉本 正邦
	公立昭和病院	高橋 克敏
	多摩北部医療センター	藤田 寛子
会計監事	八木メディカルクリニック	八木 知佳

- (2) 本会は3年毎に運営の見直しをするものとする。
- (3) 会費（参加費）は当面徴収しない。
小平医師会からの後援が十分にあるためと、
低費用で開催できるようオンライン・メールをもって対応するため
- (4) 会の収入（参加費・後援含む）の用途に関する事項
用途は会の運営および諸雑費にあてる。
- (5) 役割に関する事項
開催日程、会の内容、座長、演者は世話人会にて検討する。
本会の案内・オンライン招聘は共催会社がこれを行う。
世話人会開催と議事録等の作成および臨床糖尿病ネットワークへのHP掲載
依頼・事業計画、講演内容報告は、糖内担当者がこれらを行う。